

地価公示の予算の拡充等に関する決議書

地価公示は、適正な地価の形成を目的として、一般の土地の取引価格の指標、公共事業用地取得時の補償金額の算定、課税評価の基準、鑑定評価に不可欠なもの等として、基幹的な役割を果たしている。

公的評価に係る鑑定評価報酬については、令和六年度の地価公示予算において、二十二年振りに、その引き上げ（一〇〇〇円（税抜き、以下同様。））が実現され、これを端緒に、都道府県地価調査や相続税路線価、固定資産税評価等に係る報酬単価の引き上げの動きに広がっていったところである。

一方で、昨今の諸物価の上昇、これに呼応した賃金の引き上げの動きが強まる中、不動産鑑定士の担う地価公示を始めとした公的評価に係る鑑定報酬について、引き上げの動きを堅持することが重要である。

そこで、公的土地評価が地価情報インフラの根幹としての役割を着実に果たすため、本議員連盟は、以下、決議する。

記

一 令和9年度の地価公示の予算^(*)において、三年振りの鑑定評価報酬の単価の一〇〇〇円の引き上げを実現すること。 (*) 関連業務経費を含む。

一 不動産市場における制度インフラである地価公示の重要性に鑑み、隔年調査四三〇地点を含む二六〇〇〇地点を確実に維持すること。

一 右の実現に必要な地価公示予算の拡充を措置すること。

一 都道府県地価調査、相続税路線価評価、固定資産税評価等の公的な鑑定評価について、鑑定評価料の引き上げの動きを堅持すること。

令和八年五月二十日

不動産鑑定士制度推進議員連盟

会長 加藤 勝信